御船町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

御船町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、御船町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽の設置に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

○補助対象者

補助の対象者は、町内に住所を有し、居住を目的とした住宅（併用住宅の場合にあっては、所有者の居住の用に供する部分の床面積を家屋の延べ床面積で除した割合が２分の１以上のものに限る。以下同じ。）に浄化槽を設置する人または町内に居住する目的で既存の住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する人です。

○補助対象区域

・御船町公共下水道全体計画区域外の区域

・御船町公共下水道全体計画区域内で、当該年度の４月１日から７年以内に下水道の整備計画がない区域

○補助金の額

補助金の限度額は以下のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="2">人槽区分</th><th>補助限度額</th><th>人槽算定の基準
（延べ床面積）</th></tr>
<tr><td colspan="2">５人槽</td><td>332,000 円
（558,000 円）</td><td>130 ㎡以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">７人槽</td><td>414,000 円
（695,000 円）</td><td>130 ㎡超</td></tr>
<tr><td colspan="2">10 人槽</td><td>548,000 円
（915,000 円）</td><td>台所および浴室が２ヶ所以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">転換</td><td>単独処理浄化槽</td><td>150,000 円</td><td rowspan="2">※合併処理浄化槽への転換で撤去に要する費用に対する補助金</td></tr>
<tr><td>くみ取り槽</td><td>120,000 円</td></tr>
</table>

※特定単独処理浄化槽からの転換であって、以下の要件を満たす場合は、上表中（　）内の額が補助限度額となります。

①特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が 65 歳以上の２人以下の世帯である。

②当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得が１人当たり月収 15 万 8,000 円以下である。

③当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が法第 10 条による保守点検及び清掃並びに同法第 11 条による都道府県等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に対する指導等を遵守している。
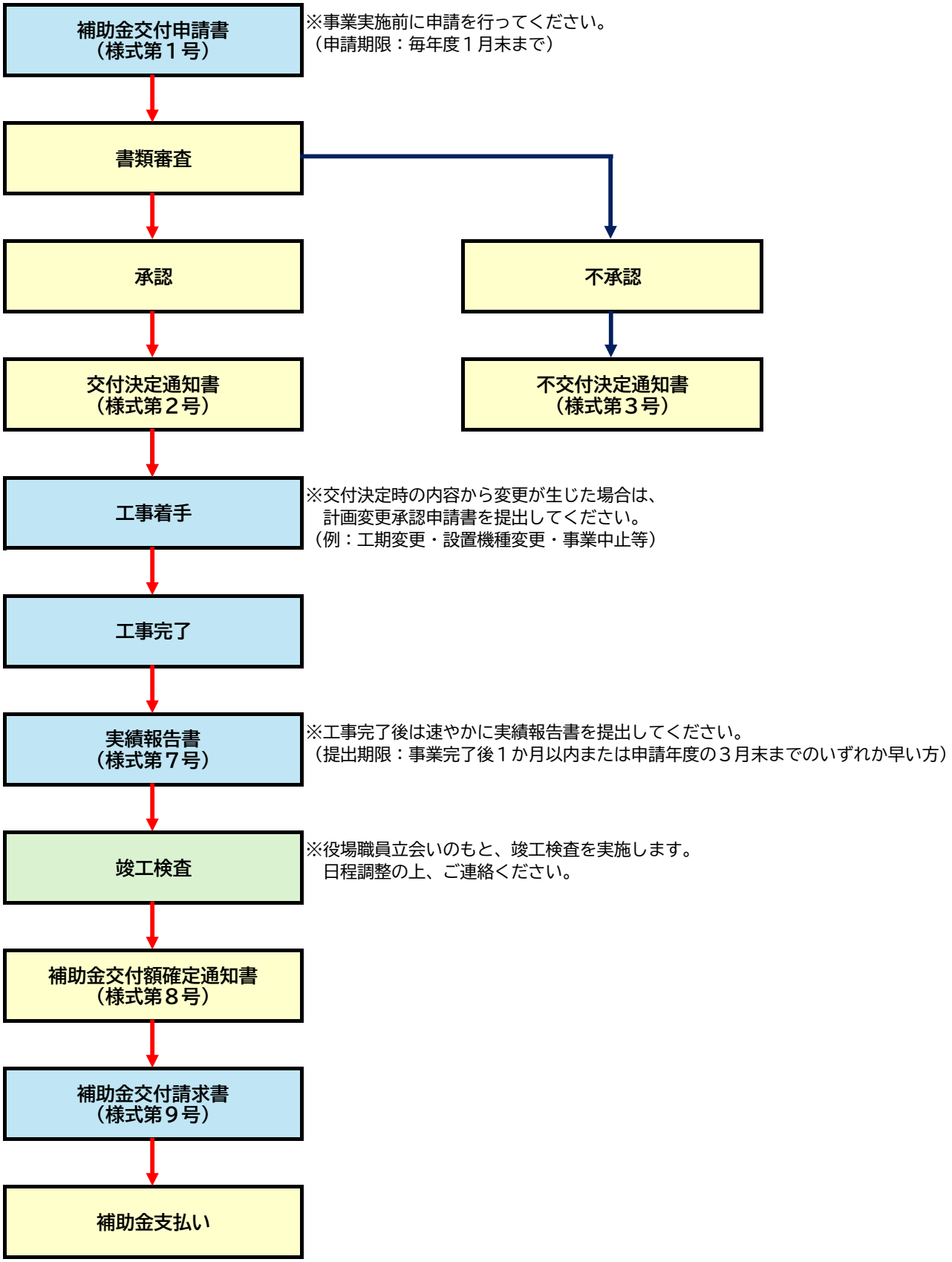
合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る手続きの流れ